

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化(参考資料)

～国土交通省の取組み概要～

■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

- ・第1四半期(4-6月)に工事量(金額ベース)が少ない。
- ・下半期(10-3月)は通して工事量が多い。

(参照：国土交通省 建設総合統計)

■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消(施工時期等を平準化)し、年間を通した工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与(生産性向上)

- ＞ 建設業の企業経営の健全化
(人材・機材の実働日数の向上)
- ＞ 労働者(技術者・技能者)の処遇改善
(特に日給等の労働者は年収に直接影響)
- ＞ 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
(建設業の災害時の即応能力も向上)

■対策メニュー

○工事・業務における柔軟な国債の活用・運用

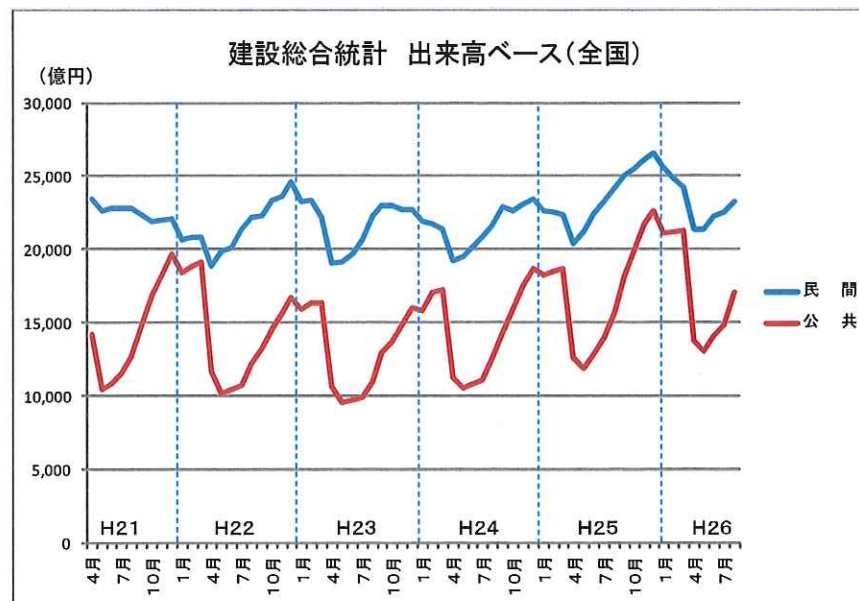
- ・施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
- ・適正な工期の設定を徹底。
- ・業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。

○工事着手時期の柔軟な運用

- ・「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。

○計画的な事業の進捗管理等

- ・工事発注計画の前提となる事業全体の工程計画の検討
- ・計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注



■当面の対策 ～H26補正、H27当初～

- ・施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算(ゼロ国債含む)について早期に発注。
- ・供用期間等の制約が比較的緩やかな工事など、支障の無い範囲で余裕期間の設定を標準化

1. 調査の概要

- 発注・施工時期の平準化(建設業者の手持ち工事量の合計について各月毎の差を少なくすること)を目的とした現在の取組状況等について、国土交通省が都道府県へのアンケート調査を実施(H26. 12)。
- 47都道府県中45都道府県から回答。

2. 債務負担行為の活用状況等

- 債務負担行為は、一般的に工期が複数年にわたる大規模工事で活用されているが、「維持管理や除雪において活用している」例(秋田県、富山県、島根県)も見られた。
- ゼロ県債については、その活用目的を「年度端境期等における「平準化」と明示したのは13県(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、滋賀県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県)。また、「今後検討する必要あり」との回答も複数見られた。
- 全国における最近の取組事例は、右に記載のとおり。

3. 今後の取組に向けた課題・対応

- 「財政部局の理解が重要」とした団体が多い。
- 「品確法の改正を機に庁内各部局との調整・連携を促進」、「他団体の取組を参考に新たな対策を検討」、などの回答が複数見られた。

主な取組事例

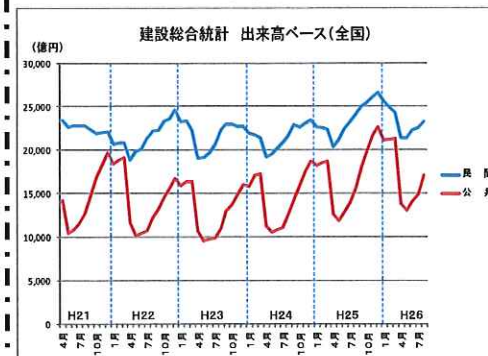
- ◆宮城県:平成25年11月から東北発注者協議会により、国、県、市町村を統合した発注見通しを公表。また、県は発注状況の変化に対応し、発注見通しを四半期ごとに作成。
- ◆東京都:発注件数を年間で平準化するよう、今後は工期が12ヶ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組をさらに強化。
また、工事の年間発注予定についても、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供のさらなる充実を図り、計画的な発注に向けた取組を強化。
(平成26年3月25日予算特別委員会 財務局長答弁)
- ◆富山県:平成26年11月補正予算において、ゼロ県債の額を昨年度(11億円)よりも増額(16億円)し、道路改良工事等について従来より前倒しして発注することにより、これまで以上に年度間の切れ目のない発注と計画的な執行を図る。
(「平成26年度公共事業等箇所付け(ゼロ県債)の概要」平成26年12月17日発表)
- ◆京都府:年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じた円滑な工事執行と仕事量を確保するため、平成26年9月補正予算にて単独公共事業執行平準化対策費(25億円)を計上。
(「補正予算案の概要」(H26)京都府HP)
- ◆高知県:翌債・繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施。
(高知県建設業活性化プラン(平成26年2月策定))

公共工事の発注・施工時期の「平準化」への取組の例 ～債務負担行為の活用～

(別添3)

- 地域のインフラ整備やメンテナンスをその担い手を確保しつつ計画的かつ持続的に行うためには、公共工事の年度内での工事量の偏りを少なくする取組(施工時期等の平準化)を進めることが有効。
- 国土交通省直轄工事では、平成27年度より、これまで単年度で実施することの多かった工事の一部について、国庫債務負担行為を活用する取組などを開始。
- 施工時期等の平準化は、担い手である建設事業者の人材・機材の実働日数の向上、技術者・技能者の処遇改善(年間を通して働ける環境づくり)などに寄与し、建設生産システムの改善(生産性向上)にも資する。

<工事量の現状>



債務負担行為の活用の取組イメージ

